

電子申請を利用すれば、 ☆☆土日を含めて 24 時間！ ☆☆会社や自宅から！

労働保険関係等の手続きができます。

電子申請なら他にもこんなメリットが！

入力ミスや記入漏れをチェックしてくれる！

労働局、監督署、安定所等での待ち時間がなくなる！

移動費用や人件費等のコストが削減される！

申請・届出の用紙が不要になる！



労働局、監督署、安定所等のそれぞれに
来庁する必要がなくなる！

事業主の皆様には、以下のような届出を都度、提出していただいておりますが、上記のようなメリットを享受していませんか？

○ 特に提出頻度が高い届出等

労働保険年度更新申告書、労働保険関係成立届、労働保険名称、所在地等変更届、労働保険一括有期事業開始届、労働保険一括有期事業報告書、労働保険料等還付請求書
その他、雇用保険関係手続（資格取得届、喪失届等） など



まずは、利用前の準備をしましょう！

- ① マイナンバーカードとカードリーダーを入手してください！
(または認証局から電子証明書を手に入れてください)

※ カードリーダーは家電量販店やインターネットサイト等で販売しており、購入費用は、数千円程度です。

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

- ② パソコンが電子申請(e-Gov(電子政府)の電子申請システム)に対応できるか確認してください！

※ e-Gov(電子政府)HP上での詳しい設定方法は別添で説明します！

- 「利用準備」(PDFファイル)はこちらまで。

準備ができれば、申請しましょう！

- ③ e-Gov(電子政府)のHPにアクセスし、申請したい様式を検索し、画面上で作成してください！

- ④ そのままe-Gov(電子政府)HPから電子申請してください！

※ e-Gov(電子政府)HP上での詳しい申請方法は別添で説明します！

- 「電子申請の方法」(PDFファイル)はこちらまで。

★ 市販の電子申請用ソフト (API対応ソフト) を利用すれば、更に以下のメリットがあります。

- ・ 労働者の情報をソフト内に入力し保存できる！
 - ・ 当該データを利用すれば、ワンクリックで様式が自動作成されるので、あとはそれを送信するだけ！
- 主なソフトは、別添で紹介していますので、是非、ご利用をご検討ください。

- 「電子申請用ソフト一覧」(PDFファイル)はこちらまで。

まずは、体験してみたいという事業主の皆様！

茨城労働局では、電子申請体験コーナーを設置していますので、是非ご体験ください。

体験コーナーでは、職員が操作方法を丁寧に説明させていただき、電子証明書を保有していなくてもその場で電子申請をすることができます。

分からないことがあれば、気軽にご相談ください！

○パソコンの環境設定など、申請前までの操作方法の問い合わせ
e-Gov(電子政府)

TEL:050-3786-2225

○労働保険等の申請をする時の操作方法の問い合わせ
茨城労働局総務部労働保険徴収室

TEL:029-224-6213

○以下の e-Gov(電子政府)HPや厚生労働省本省のHPでも電子申請の方法等について、ご紹介しています。

e-Gov

<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

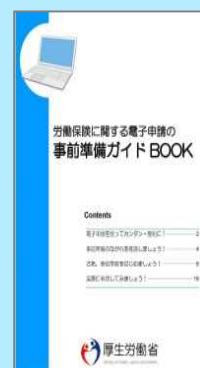
厚生労働省本省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

『事前準備ガイドBOOK』などの
各種マニュアルもご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

出典：e-Govウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp/>)



OracleとJavaは、Oracle Corporation およびその子会社、関連会社の米国およびその他の国における登録商標です。文中の社名、商品名等は各社の商標または登録商標である場合があります。